

平成 22 年度(2010 年度)第 6 回豊中市学校教育審議会 会議録

日時	平成 23 年 (2011 年) 3 月 29 日 19:00~20:45
場所	豊中市教育センター 研修室 1・2
出席委員	安家委員、小川委員、河崎委員、小早川委員、中野委員、西川委員、伴野委員、峰岸委員、安福委員、行岡委員、和田委員、渡邊委員
欠席委員	赤尾委員、植田委員、小柳委員、栗原委員、佐野委員、杉本委員、三宅委員、

【次第】

1. 議案

- 市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について
 - ・答申案の検討

2. その他

【配付資料】

(次第)

- 資料 1 前回審議会（答申内容の検討）における意見と答申（たたき台）の変更内容
- 資料 2 答申（たたき台）と答申案（修正後）の対照表

会長 皆さま、長い間お待たせすることになり申し訳ございません。遅れましたが、第6回の豊中市学校教育審議会を開催させていただきます。

まず、事務局からの連絡をお願いします。

審議会事務局 本日の会議の成立要件につきましてご報告申し上げます。豊中市学校教育審議会規則第7条の規定では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」となっております。現在の委員総数は19名であり、本日、12名の方のご出席でございますので、過半数を満たし、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

会長 ありがとうございます。次に、本日の資料の確認をお願いします。

審議会事務局 本日の資料につきましては、事前に郵送でお届けさせていただいております。「次第」が1枚。資料1といたしましてA4横サイズの「前回審議会（答申内容の検討）における意見と答申（たたき台）の変更内容」が1枚。資料2といたしまして、A3横サイズの「答申（たたき台）と答申案（修正後）の対照表」となっております。

また、ご審議いただく資料ではございませんが、本日皆様のお手元に前回の会議録と、平成23年度（2011年度）教育行政方針をお配りいたしております。

会長 ありがとうございます。委員の皆様、お手元に資料はお揃いでしょうか。

続きまして、本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

審議会事務局 本日2名の傍聴者がおられます。つきましては、本会終了後に回収をさせていただきますが、本日の資料を貸し出したしたいと思いますのでお諮りいただきたいと思います。

会長 いかがでしょうか。ご承認いただけますか。

《「はい」との声あり》

会長 ではよろしく願いいたします。

本日の議事に移ります。開始が30分ほど遅れました。8時終了予定でございますが、15分程度延びるかもしれません。どうぞ、ご了承ください。

～ 次第1 議案 市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について ～

会長 まず、こういう形で対照表という形にさせていただきました。委員の方々は目を通していただいていると思いますが、最終的には、一番最後のところの項目を、具体的にどうなるかということになっていくと思いますが、いくつか論点はあったかと思います。

まず、1ページ目のところでございますが、資料2、1ページ目、それから2ページ目のところ、それから3ページ目、このあたりで何かご意見ございませんでしょうか。「はじめに」のところは4行、こういう形で書かれることになります。

そして「審議の経過」、これはまあ、これでよろしいでしょうか。事務的な内容だと思えます。そして、2ページ目は、学級数別の学校数の現状がこう書いてあります。全国及び本市における学級数別学校数の状況でございます。ポイントは、下4行ですね。本市がこういう状況であるということが書いてあります。

そして、3ページ目になります。前半部分は、3、4ページのところで、「小括」という形になってまいります。ご意見ございませんでしょうか。表3の学校長ヒアリングによるメリット・デメリットはこのような書き方でよろしいでしょうか。

A委員 細かいことなのですからけれどもよろしいでしょうか？2ページの「表1からみると、」というところで、表の状況を書いておられるのですが、もう一つ突っ込んでみたところ、全国との比較において、豊中のほうは小中ともに標準を上回る学校が多くて、下回る学校が少ないという特徴を一言加えたらどうかなというように思いますが。確かに、あそこから読み取れという感じかもしれませんが、そこを一つ加えて…。

会長 4ページまでの中で、それに関する論述はないでしょうか？4ページまでのところでそれはないですかね？特にないから、今、A委員のご提案のように書くほうがよいという、そういう趣旨のご提案がございましたが。

A委員 そうすると結局3ページの(2)のところ、さらに今後その傾向が強くなるということなんですね、一言でまとめれば。こうやってずっと書いてあることが。3ページの豊中の傾向が今後さらに強くなる。その結果どうなるかということ、校長先生のヒアリングからいう大規模校のデメリット、施設を使うということがもうできなくなって、義務教育の質の確保が困難になるという、そこが非常に私は大きいのではないかと思うので、最後の提言のところに、最後の「小括」のところですかね。「教室の不足が発生する学校においては」というところにつながると思うので、そこを丁寧に書いておいたほうが、最後の「小括」につながりやすいのではないかなというように考えたのですが。

会長 他の委員の皆さま、いかがでしょうか。

特にご意見がないといえますか、ただいまのご提案にご賛成というように理解させていただいてよろしいでしょうか？

はい、ではそのような方向で書き加えていただくということで事務局、了解いただけますか？

企画政策室長 はい、全国と比較した観点から豊中は標準を上回る学校数が多いことに特徴がある、ということをはっきりとすることで、一文加えさせていただきたいと思います。

B委員 一ついいですか？大都会においては標準を必ず上回りますよね？例えば大阪、名古屋、東京というところは。例えば、18学級が標準なのか24学級が標準なのか、その辺の位置づけというのはできていないですよ？何が適正なのか、というのは。全国的にみると、例えば12、18が適正規模だということであるけれども、大都市圏において適正規模とは何か、という定義というのはないわけでしょう？

ということは、全国平均、全国よりも多いということ、何をもちょうととしているのか。例えば東京と比較して多いのかということになりますよね。例えば北海道、青森、今、東北大変ですけども、あちらのほうの小学校、中学校というのは適正規模ではないのでしょうか？ということになりますから、あえてそれを入れなくてもいいのではないかな、という気はするのですが、いかがでしょうか？

A委員 では何のためにこの標準とかという数字を出してきたのかということがちよつとわからないと思うんですね。適正というか、標準というように書いてあるので。全国の平均から言うと、つまりなぜこれを出しているかということ、豊中の状況がどうであるかということ、それを問題として、そしてそれを校区の問題につなげていこうとしているためにこの資料を出しておられるので、大都会であればドーナツ化現象というものもありますし、言えないわけですよ。大阪市内なんか1学級の学校が山ほどありますよ、単学級がね。それから比べると都会だから学級数が少ないとは、また言い切れないところがあるんじゃないかなとちよつと思うので、豊中の状況ということ、何と比べたらいいのかというのは非常に

難しいので、今ここにあるデータとしては全国の標準というように書いておられるので、適正規模って書いてあります？ここでは標準を、というように書かれているのでね。標準と比較すればというように、この書き方としては。

B委員 2ページの上から... 適正な学校規模の条件の一つ

A委員 条件の一つですよ。

B委員 一つとして、おおむね12学級から18学級というように規定をされていますので。

A委員 はい。私もその適正かどうかということ論議したら、ここでは終わらないと思うのです。適正な規模の一つの指標が、一つの指標なんでね。なんかちょっと私もわからないのですが。

結局、この審議会の流れを見ていくと、ここで多いということ、規模が多い学校が多いということをおいて、次が、結局、その傾向が今後より強くなるんですよ？その辺の評定でいうと。規模に関わる課題についてというところではさらに大きな…。

会長 大規模校も出現するという予測…。

A委員 はい。多くなっていくんですね。それで、現在のメリット・デメリットを校長先生に聞いても、大規模校は教室が足りなくて困っているんだという聞き取りがあったのに、さらに増える可能性がある。となると、いよいよ校区を考えないと、この問題は考えなきゃいけないんじゃないかというように議論が進むのではないかと私は思ったので…。

それでこのところをきちんと書いておいたほうが、なぜここで校区の問題について審議しているかという意味がより大きくなるのではないかと思うんですね。だから、今まで経緯があって、いろんな校区の切り方があるということもあるかもしれないけど、それよりも大規模校が出現することによって教室が足りなくなったり、非常に具合が悪いことが多いということも踏まえて審議しなければならないということもあるんじゃないかと思って。取り組みを、前段階をきちんと説明できるようにしておいたほうがいいかなと少し思ったんです。私はそういう印象があったので、付け加えたらどうかかと、ちょっと思いました。

会長 そうですね。問題はこの国の大まかな基準を超えているからとかが問題ではなくて、その学級数を確保するだけの施設、設備ができないからそれが問題なんですね。ですから、学級数の多い学校が多いことが問題ではないとは私は思うのですが。

そのところは、小規模校の先生、大規模校の先生に来ていただいた時の話も結局、大規模校がいいのか、小規模校がいいのかという結論は出ない。それぞれの学校の状況に応じた、それに見合った教育を展開することが重要である。それぞれのいいところを活かした、しかし、必要な学級数を確保するだけの制度、設備が用意できないとすれば、そこは問題なんですね。その書き方は微妙ですよ。

C委員 今でも過大校はあるわけですよ。

会長 ありますね。

C委員 だからそれをどうするかというのは非常に悩ましいところです。そのための前提がこうあって、だから現在でも学校で非常に教室がだんだん、特別教室も普通教室に変えて、足りないようになりつつあるとか、いくつかありますので、それをどうするか、と。

分割するにしても、「こっちに行くのは嫌や、あっち行くのはどう。」さりとてそこで増築できるかというとその余地もない。ということになると、いずれは、やはりある程度考えて処断しなければならない。それにはやはり、現在こういうような豊中、現状ですので、

いずれそうなる場合には一つ、いろんな方途はあるけれども、ご理解いただきたい。これ、分けるときにいつも問題になっていますから、通学路の問題とかいろいろね。しかし、どうにもならないものは、やはりある程度どこかで切って、決断をしないとイケないということですので。その論拠としていろんなものが挙がってくると。前提ですね。

だから、文言にあまりこだわらなくても、やはり現況がしっかり表記されておれば、その中から、そうしたらこうだということで、ある程度考えられますので。あまり細かくこう決めてしまうと、なかなか、後々…。

会長 もう一度、仮にA委員、どのような文言、もう一度だけ言っていただけますか？どんな文言があれば…。

A委員 「表1からみると」のところに、「豊中は全国平均から比べると、小中ともに標準を上回る学校が多く、下回る学校は少ない」というようなことを、結局ここで言っていることと一緒になんです。ただそれを言葉でちょっとまとめただけの文言をちょっと加える、ということなんです。言いつばなしじゃなくてね。

会長 ありがとうございます。D委員、手が挙がっておりましたが。

D委員 そうですね、今、一文を追加する。わかりやすさを求めるならば、それはそれで非常にいいと思います。

ただ、今ご議論していただいている内容の、いわゆるまとめというのは4ページの「(3)小括」を見ると、いろいろこういう現状があるよという、ちゃんと分析した表現にもなっています。ある程度方向性もここで見えていますので、追加してもいいですし、なくてもこの「小括」を読めば理解ができるのかなと。今まで我々がいろいろな検討していく現状を踏まえて、やっていく中でこの「小括」を見てみると、ここですべてがわかる表現になっているのではないのかなという気がしております。

というのは、修正で2ページの左側にあった表現がこの「小括」のほうに「2ページから移動」ということになっていますので、ここで最終的にこのまとめが現状のメリット・デメリットを含めたまとめがされているのかなというように私は思っています。

会長 そうなんです。前回の審議会でこの部分、2ページの左側の記述を、「小括」の形でわかりやすく書くほうがいいのではないかとということでここにきたんですね。

確かに、A委員のおっしゃることについて、全く必要がないという意見はないと思います。ただ、そこまで書く必要があるのかというご意見はB委員から出たというように思うのですが。なかなか難しいところなんです。書いておいてもいい、しかし書いておく必要があるのか、ということだと思うんですが。もう、ほとんど委員の皆さまの感性の部分に入ってくるかなと思うのですが。

B委員 数字からいうと同じ意味になるので書いていただいても結構だし、このままでも…。

C委員 ま、わかりやすいですね。

会長 わかりやすい形で1、2行書き加えていただきましょうかね。今、A委員がご提案になったことはもう繰り返す必要はないと思いますので。その形で1、2行書き加えていただけますか？事務局よろしいでしょうか？

企画政策室長 もう数字から読み取れる話ですので、文案としては確定いたしません。イメージで申し上げますと、「本市においては、全国と比較して、標準を上回る学校数が多いという特徴がみられる」という一文を、概ねそういう一文を入れさせていただければいかがかと思います。

会長 はい、ありがとうございます。

3ページ、4ページいかがでしょうか？

デメリットのところで、ちょっと気になっていたのですが、「児童・生徒数の多学校」ね、「多い学校」だと思っと思うんですが、「い」が抜けていますよね、そうですね。

企画政策室長 はい、申し訳ございません。

会長 それから、その一番右側の○が3つあるんですが、3つ目の○なんですけれども、「これ以上過密状態になると、義務教育の質の確保が困難」。なぜか、ですよね。なぜ困難なんです？数が多くなると。過密状態になるとなぜ困難かを書かないといけないのではないですか？「これ以上過密状態になると、義務教育の質の確保が困難」というのは、ちょっと私、気がついたのですが、この文章でいいのかなあ？と思っているんです。違和感ございませんか？委員のみなさま。過密状態になるとなぜ困難になるのかというところが問題なんです。

それからあの時に、教員の視点の発言ってあまりなかったのですかね？教員、2つ意見があると思うんですよ、現場の教員からすれば。大規模校になると、目が行き届かずに多忙化する。小規模校になると、スタッフが少ないので、一人の教員が何通りもの校務分掌を担わなくてはならなくなって、多忙化する。どっちも多忙化なのですが、そういう言い方されていませんか？校長先生経験者もいらっしゃいますけれど。大規模校の場合は大規模校で、子どもに目が行かなくて非常に多忙化してしまうと。小規模校になると最小限のスタッフで、学級担任プラス1くらいでやらないといけないので、一人の先生がいくつも校務分掌をもって大変忙しい。要するに教師の多忙化を両方とも言うんですよね。そういう議論は出ませんでしたかね？出なかったような気がするんですが。私は現場の教師に話を聞くとそれを一番言いますけれどもね。その辺のことはどうですかね？出なかったですかね？出なかったのであれば書く必要はないですよ。出なかったように記憶はしているんです。

E委員 出なかったです。

会長 出ませんでしたね。教員のことについてはあまり発言されませんでしたね。校長先生の立場の話でした。では、あえて書く必要はないですね。話がなかったんだから。

では○の3つ目、問題ないですか？特に問題がなければそのままにしておきます。違和感ないですか？「これ以上過密状態になると、義務教育の質の確保が困難」。では、児童・生徒数の少ない学校のデメリットに書かないといけない。「これ以上子どもが少なくなると、義務教育の質の確保が困難」。と言いますのは、先ほどもあのC委員からございました、いわゆる過大規模校が出現し、教室不足という状況が出てくる。そうすると、校舎を建て替えたり、新しく増築しなければならないが、それができないことが予測される学校がある。そうすると、校区替え等が必要となってくる。その時に、実は、あまり数の多い学校というのは、教育の質的向上、質の維持には難しいんだ、というような論拠を出しておく必要はないかな？と思ったのですが。

もう、純粋な物理論だけでいいんですかね？純粋な物理的な話として語るのかな…意味わかりますか？その、大きいことはいいことだ、というような発想がある人があるかもしれません。昔は1,500人いたんだと。だったらそれは1,500人収容できるような施設をつくれと。できないとおっしゃいますが、ひょっとしたら最近では校舎の工夫をすれば、屋上にプールもついでいとかね、地下に特別教室をつくるかとかね、すれば、教室は確

保できるんじゃないかということをおっしゃる方もいらっしゃいますから。

議論は少しのりませんか？すみません、じゃあ結構です。このままでよろしいですね。

他にどうですか？これはヒアリングの結果ですからね。

A委員 すみません。校長先生のヒアリングの時に、その質の問題のところ、より具体的なお話は出なかったんですか？校長先生から。そこをもうちょっとなんか、すごく…。

会長 書かれてあるような内容ですね。こういう内容です。

A委員 ざっくりだったんですね。私もそこは大事かなと思うのですが、もし何かでちょっとでもこう、より具体的なことをおっしゃっていたら、書いてもいいかなと少し思いましたので。

会長 確かに、こういう内容でしたね。はい。どうぞ、手が挙がっています。

企画政策室長 ヒアリングの状態の話でございますけれども、どういうヒアリングであったかということでございますが、基本的には大規模校の校長先生のご発言というのは、いわゆる施設の問題、設備の問題にほぼ集中していた、というように理解をしています。ですから、逆にどれだけ児童数が多くてもそれに伴う設備があれば、何ら問題ないというような校長先生のご発言もあったというように記憶しております。ちなみに、ここに引いております「これ以上過密状態になると、義務教育の質の確保が困難である」という言葉は、実は議事録からほぼそのまま取り出した文言でございます。それに関する深いやりとり、細かいやりとりというのがなかったものですから、少し表現がいかげなものかと思いましたが、そのまま掲載をさせていただきました。

掲載することについて、特段、委員の皆さま方で、これは誤解を招くから削除したほうがいいのではないかとかいうような議論があれば、それは事務局としても対応はいたしますけれども、発言はこういうご発言でした、ということでございます。

会長 そうですね。こういう発言があったことは事実ですから、それをそのまま記せられたわけですからね。そこで我々がその中身をもう少し突っ込めばよかったのかもしれませんが、その中身が4ページの上の部分になっている訳ですね。

F委員 学校におりましたので、その件についてですが、私個人は、31学級を超える学校にもおりましたし、その課題は強く感じています。職員室が1つにできなくて、学年別々なので、ちょっと問題があるかもわかりませんが学年閥のようなことができてしまったりとか。やはり課題はありますし、小規模校も、もう本当に小さな学校にいたこともありますので、メリット・デメリットもあります。ここで、例えば保護者の方から見られたメリット・デメリットなり、地域の方から見られたなり、私たち現場の人間が、今はその学校の勤務ではないけれども、こういうことがあったというようなことを用意していましたがあれですけれども、ここではその時のヒアリングの中身をまとめるということになっているので、付け加えられるものなら付け加えたらいい、課題が浮き彫りになると思うのですが、議論してこなかったのも、ちょっと無理なんじゃないかなというように思います。

会長 よくわかります。ありがとうございます。では、表3のところはそのまま生かすということでございます。

4ページのほうの記述内容はどうでしょうか？

A委員 表4についての読み取りは書いていないですね？表を見ればわかるという感じですかね。

会長 そうですね。一部の小学校では普通教室が不足するとかということですね。

A委員 そうです。それを言葉にしたほうが、最後につながりやすい…。

会長 一応上から4行目ぐらいには書いてあるのですがね。一番上のところ…。表4ですね。

A委員 「そうすることが予測される、表に見るとおり」とか書いたらどうですか。

会長 そうですね。どうぞ、手が挙がっています。

G委員 すみません。教室の過不足が書かれてあって、いつもちょっと思っていたのですが、学級数とそれから教室の数が合えばいいというか、そういうものだけではないと思うんですね。例えば少人数授業をするときには、学級数を2つ3つに分けたりするということもあるので、そういう意味で教室の数が単純に学級数だけあればよいということではないということもどこかに記されていたらいいと思いました。

会長 なるほど。「多様な学習形態を実現するためには、そのための施設設備も求められることになり、それにも対応することが難しい学校が出てくる」というような書き方ですよね。

G委員 そのことが、先ほどのヒアリングの時にも、第十一中のほうから出ていたと思うんですね。そういうことは出ていた記憶があるのですが。

会長 そうですね。少人数指導をする人も、教室がないんだということもありましたよね。わかりました。そのようなことは委員の皆さま、どうでしょうか？承諾いただけると思います。

今のような趣旨の書き加えは可能ですか？今のご意見のような。事務局、いかがでしょう。

企画政策室長 一点、前提として、4ページの上のほうに書かせていただいている文章が「確認された」というような表現をしております。今日の審議も含めて、答申をお出しいただくということでございますので、今日の審議の中でそれも含めて確認をされていった、ということであれば、文言の付け加えは可能かと思えます。委員さんからのご指摘にもありましたように、少人数学級に対応した教室の確保という観点は、これは確かにヒアリングの中で触れられていたというように記憶をしておりますので、少しこの中で普通教室の不足というだけに言い切ってしまう部分を、少し膨らました表現で書き加えることは可能だと思います。ちょっと今、その文言がパツとは出てこなくて申し訳ないのですが。

会長 それから、その「小括」のところで、やはり「教室不足が予測される学校に対しては、具体的な対策を講じる必要がある」くらいのことは書いたほうがよいのではないのでしょうか？その中身が一番最後に出てくるけれど、いかがでしょうか。この4ページの一番上のところに、3行目、4行目に書いていただいていることですよね。これ大事ですもんね。要するに収容しきれない学校が出てくる予想があるわけですから、それをここで一回少しまとめておいて、一番最後のところでもう一回きちっとそれを取り上げるということはいかがでしょうか？事務局、それを書かなかった理由は何かありますか？

企画政策室長 全体の構成上の問題なのですが、この「小括」においては、基本的にメリットもデメリットも、児童・生徒数が多い学校も少ない学校も、メリットもあるしデメリットもあると。具体的なその過大である、あるいは過小であるといったことに限定するのではなく、具体的な課題に応じて対応していくべきであるという意味で、先ほど議論のあった、いわゆる適正規模、一般的にいうところの適正規模を一定、否定をしておいて、後ろにつないでいくという考え方をとっているところでございます。

今、ご指摘のありました、教室あるいは施設設備の問題をここに入れていくということ

は可能なのですが、一方で後ろのほうでは、小規模、児童・生徒数が少ない学校に対する対応ですとか、そういったことにも後々触れてまいりますので、少しここでそこまで踏み込んで書いてしまうと、その他にも書いておかなければならないことが発生してくるのではないかなということもございまして、ここは先ほど申し上げた趣旨の程度に留めて、後ろに運んでいただくとありがたいと思っております。

会長 そういう意図で、こういう「小括」にされたんですね。よくわかりました。委員の皆さまいかがでしょうか？よろしいですか？

《「はい」との声あり》

会長 では、そういうことで、5ページにいきたいと思います。

通学区域の現状、それから通学区域の変遷の経過。ここは前回、6ページのほうでも少し議論が出ましたね。はい、何か。間違いがあることに気づかれた…。

A委員 すごく細かいことなのですが。

会長 いえいえ、それは大事だと思います。どうぞ。

A委員 5ページの上の方で「これらの学校を『分割校』と称する」というのが「を」になっています。

会長 そうですね。これは誤植で直しておいてください。

この豊中市の方針については、「やむを得なかったんだ」という議論もありましたし、「やむを得ない面がある一方、今日的観点からすれば、対応が望まれたところである」というような書き方がしてありますが。苦勞していただいたと思いますが。

この6ページの「小括」、アンダーラインのところはこれでよろしいでしょうか？我々の議論でこういうことになったと思いますが。「厳格な対応が望まれたところである。」今後は厳格な対応をしていく。いいんですよ、厳格な対応でも。通学区の原則を踏まえた対応とかあるけれど、通学区の原則って何だ？となってくるけれど、小学校区から中学校区を編制するという原則ですけれど。いいですか？「厳格な対応が望まれたところである。」そのほうが後につながりやすいでしょうか？「厳格」がなくても意味は通じるんですけどね。ここはもう事務局、委員会、我々の思いだというようにして、ここは残しますか？

頷いておられる委員がたくさんおられますが。あえて残す必要もないということですか？

企画政策室長 先ほど会長からご説明を加えていただきましたとおり、この部分につきましては、実は前回の審議会で両論がありました。「反省すべきである」というご意見もいただいたし、「やむを得なかった」というご意見もいただいた。その「反省すべき」「やむを得なかった」という両方のご意見を、そのまま、できる限り尊重させていただくと、事務局としては辛うございますけれども、こういう表現が審議会の皆さんの真意かなというようにお量をさせていただいたということでございますので、ご判断いただきたいと思います。

会長 それはよくわかるんですよ。特段の異議がないということであればこのまま、原文のままにかしていただいたらいいんですが。

《「はい」との声あり》

会長 学校選択制についても書き換えていただいていますね。適用の可否について、「本市への適用の可否についても検討を行った」と。この、「すべての小・中学校を対象として「学校選択制」というアンダーラインの部分を書く」ということは、一部の小・中学校を対象

とするものであれば考える余地がある、というようにも読めますが、そういう趣旨でよろしいでしょうか？

企画政策室長 はい、「学校選択制」という表現が望ましいかどうかわかりませんが、7ページの[4]のところの4行目でございます。「児童・生徒数の少ない学校においては、教育委員会の支援により、特色ある教育活動を強力に推進し、他の校区からの通学を認めるといった方法などもあわせて検討することも必要であろう」と、こういう議論がございましたので、これは学校選択制の一つのパターンという形で、前々回の審議会では整理をさせていただいたかと思っておりますので、そういう意味におきまして、あえて前段の部分につきましては「すべての小・中学校」という言い方をさせていただいたということでございます。

会長 実は非常に重要なことになっております。もう7ページのほうの[4]とのリンクで説明はされたのですが。これちょっと、今記憶が定かではないんですけども、児童・生徒数の少ない学校においては、こういうようなことをしたい、「隣接する学校との選択を可能とする暫定措置も必要である」という、そこまで踏み込んだ議論はありましたか？

企画政策室長 学校選択制についての議論をいただいた時に、学校選択制一般については、現在の規模の小さい学校、大きな学校があるというものをより加速するのではないかという議論がある中で、いわゆる小規模校の対応としては、そこに特色ある活動を行って、いわゆる小規模特認校ということですけども、特色ある教育活動を行って、そこに子どもたちが来たいようにというやり方をすることによって、規模の少ない学校に対する課題対応ができるのではないかという、これは委員さんの中で、そういうご発言がありました。そのご発言があったことを受けて前回、その発言を答申の中に活かすために、先ほどの「すべての小・中学校」という形で後ろとの対比を、整理をしまいったという経過だったというように記憶しております。

会長 その時の流れで、その児童・生徒数の多い学校の場合、いわゆる、よく言われる調整学区のようなこともありうるだろうという議論になっていましたか？うろ覚えで申し訳ないんですが、[4]とリンクさせるとそういうことですか？私は小規模校のことはちょっと記憶しているんですよ。

企画政策室長 前段の、児童・生徒数の、すみません、7ページの下でございますが、「児童・生徒数の多い学校について、隣接する学校との選択を可能とする暫定措置や」云々という、この部分については、学校選択制の議論があるより、だいぶ前に、いわゆる調整区域の設定ですとか、そういった方法を取るしかないのではないかというような議論が集中して行われたということではなかったと思っておりますけれども、委員さんのご発言の中で、数回、そういう形で出していただいていたかなというように記憶しておりますので、こういう形で掲載をさせていただいております。

会長 そうだろうと思います。発言のないところは書いておられないと思いますが、その書き方がこの答申の性格を決めますので、非常に慎重にこれは議論したいと思います。

7ページのところのことなのですが、結論が「今後の方向性について」でございます。

[1]から[4]までですね。

まず一番目に、「普通教室の不足が」と書いてある。これ「普通教室」のままでよろしいですか？先ほどの意見ではあえて普通教室に限定する必要があるのかという意見もありましたが、「教室」というように変えることもできますよ。G委員のご発言の趣旨はそういう趣旨でしたね。「教室」にしましょうか？あえて「普通教室」と書く必要もなく。

「教室の不足が発生する学校については、本市では学校の新設が困難であることを踏まえると、子どもの学習権を保障する観点から、既設校での施設の増設・充実、又は隣接校との通学区域の変更のいずれかの方法により、早急な対応がなされるべきであると考えます。なお、」アンダーラインですね。「隣接校との通学区域の変更をする場合には、分割校を増やすことのないよう留意すべきである。」と。

例えば、南桜塚小学校は過密、教室不足になる可能性があるんですね。その子どもたちを別の小学校に移す、一部。そこへ行った小学校の子どもたちは、その小学校は例えば、今全体一つの中学校に行っている単独校であるとすれば、それを分割校にはしない、ということですね？この書き方はね。ですから、例えば上野小学校がその状態になったら、一部を例えば大池小学校に編制替えするが、大池小学校へ行った子どもが、「元々うちは第十一中だったから中学校は第十一中に行かせろ」ということはしないと。大池小学校へ行ったのなら第十三中に行く。今、大池小は単独校でしたかね？分割校でしたかね？全員第十三中ですね。だからもし、大池小に仮に何人か行ったとして、その行った何人かの子は、「元々私たちは第十一中に行ってた校区なんだから、小学校は大池小でもいいから中学校は第十一中に行くぞ」ということは、市としては認めてはいけませんよという書き方ですね？だから一旦大池小に行けば、必ず第十三中に行くんですよ。それこそ厳格な対応をしましょうという趣旨ですね。

企画政策室長 技術的には様々な困難があるということは予測しておりますけれども、こういうことが審議会の皆さんのおおむね総意だったのではないかなというように理解をいたしております。

会長 はい。F委員手が挙がりました。

F委員 現実問題として可能かどうかわかりませんが、この審議会の流れとしては、先ほどの「小括」にもあったことを踏まえると、「増やすことのないよう」ではなく、分割校を、そういう問題が生じたときに、これまでの課題を解決する形でそれも解消していくということで、「分割校を減少させていく方向で」という表現のほうが、私たちのこれまでの話し合いの結論に近いのではないかと思うのですが。

会長 はい、B委員。

B委員 この部分に関しては前回の審議会の中で私が少しこういう方向でということでお話をさせていただいたことが、事務局としてはこういう書き方になったのかなというように思います。

私もこの文章を読みまして、**1**のところでもいいのですが、**3**のところ、3行目の「市民、保護者等の理解を得ながら、分割校の解消に向けて、通学区域の再編を進めていくことが適当である」というように、**3**のほうにもう一步踏み込んだ審議会の中身というか、話をそこへ入れていただけたらなというように思っているのです。

教育委員会としても、小中一貫教育を進める上では、いわゆる分割校をなくするのが適当であると、当然であるというような教育振興計画の中身もそうでありましたので、当然ですね、分割校の解消をしていく方向だと。7ページの一番上の「今後の方向性」という意味では、分割校の解消を進めていくと、一朝一夕にはできるものではありませんけれども、そういう方向性を持ちながら、こういった時には分割校をなくしていくんだという決意を教育委員会がもっていただけたらかなというように、少し期待をしているのですが、その辺のところの教育委員会の気持ちと言いますか、「やるで」というような決心、決意が、

どの程度の決意をもっておられるのかちょっとよくわかりませんが、そういうようにされてはいかかかなというようには思います。

会長 今、**3**のところで書き加えるということをおっしゃいましたが、それとF委員の意見もそれで反映されますよね？それで分割校の解消をめざすということを書き加えるかどうかということですね。

確かに、この審議会の流れとしてはそうでしたね。分割校というものがやはり基本的には解消されていくべきだろうと。ましてや増やすということは考えられない。逆にいえば、答申ではっきり書いて、教育委員会がこれを拠り所にしてもらったらいい訳ですよ。この審議会にこういうように示されているように、という。

ただ、少し先走りますが、そうなったらこの**4**の記述とはあんまり矛盾しませんか？いわゆる調整学区なんかはあってもいいというように書いているんじゃないんですか？これと分割校云々とは本当は矛盾しないのですが、読み様によってはどっちに行ってもいいんじゃないかという学校が出てくるかもしれませんよね。その辺、事務局どう捉えておられますか？その**4**の記述と、その上の記述について。

企画政策室長 基本的に**4**のところに書かせていただいている「隣接する学校との選択を可能とする暫定措置」云々というのは、実は調整区域という言葉を使うかどうか大変迷ったのですが、それは調整区域を設定するのではなくて、例えば大規模校の解消をするために、一時的な対応としてそういうことも必要な場合もあるでしょうから、そういった意味合いで「暫定措置」というような表現をとらせていただいた形で考えております。

会長 その時は合意があるんじゃないんですか？その一時的なことであっても、本来行くべき小学校ではないところへ行つたと。しかしその小学校は全員として違う、例えばA中学校へ行く小学校だったと。そしたら、選択した子は全員やっぱりA中へ行くということですね。そこから、元の学校だったらB中に行くんだから私はB中へ行くんだっていうことは認めないということですか？その事務局が書いた意思として、それは認めないということね？

企画政策室長 すみません、ちょっと理解が追いついていないのですが。

会長 例えば、第一小学校が大きくなっちゃって行けないから、第二小学校へ一部分行つたと。「行ってくださいよ、選択認めますからどうぞ」、行ってくれたと。その第一小学校の子は全員A中学校に行っているところだったと。そしたらその子は、こっちの元の小学校だったらB中へ行くはずだったから、私は仮にこの小学校に来たけれども、中学校はB行かせてくれと言ったら、この小学校は事実上、分割校になりますよね？事実上は。それは認めないということね？だから、どうですか、これは。そんなことはありえないですか？

いや、だから具体的に言えば、上野小学校と大池小を選択して、上野小へ行く子が何人か大池小へ行ってくれたら、上野小は教室を作らなくて済むと。「わかりました、私たちは選択して大池小へ行きますよ」と。しかし「大池小に行った以上は、もう全部第十三中ですよ」と。こういう話です。「いやいや、それは行政のことを考えて大池小へ行つたんだから、中学校は元通り第十一中へ行かせろ」ということは認めないということですね？

企画政策室長 非常に微妙なお話でございますので、断定的に申し上げることに若干ためらいがございますけれども、基本的には小学校が変わる、何らかの理由で変わると。変わるとすれば、その小学校に行つた子どもは皆さん特定の中学校に行かれることが望ましいということの基本を考えたいとは思っております。

会長 でも保護者に対してはその基本は通じないですよ。だって本来行政が、義務教育なんだから、その学校区域で収容できる施設をしないとイケないのに、それができないから、私たちは行政のことを慮（おもんばか）って違う小学校を選んだんだと。しかし中学校はそうはいかないよという議論になりますよね。これを校区編制してしまったら「いや」って言えるけれども、「選んでください」って言って、選んだほうに対してまで行けるかというの難しいでしょ？

いわゆる校区を変えてしまって、一丁目から三丁目はもうこの小学校行けませんよと。一丁目から三丁目はこっちの学校来てくださいと。その代わりだから、全部それはその小学校のメンバーなんだから、中学校もそこに行きますよと。

しかし、どちらか選んでいいですよと。もう思い切って言ったら教室が足りないんですよ。すみませんが選んでこっち行ってくださいよと。頼まれて行ったと。あるいは考えて行ってやったと。それは行政が本来やるべきことができなかつたんで、私たちが助けてやっただから、中学校は元の中学校へ行くよという議論出てきませんか？まだ理解追いつきませんか？

企画政策室長 極めてその暫定措置の内容によるのかなというようには思っています。

確かに会長さんがおっしゃいましたように、頼むからこっちへ行ってくださいと。例えば2年間だけ行ってくださいとか。そういった場合については、なかなか難しい議論があるだろうというようには思いますが、現在その豊中市で設けております、一定調整区域が残っておりますけれども、その場合は、野田小と豊島小学校、両方選択できるということになっておりますけれども、野田小に行った子どもは必ず第十中へ行ってくださいと。豊島小学校を選んだ子どもは第四中へ行ってくださいと。こういう形は基本的には貫いておりますので、そういう考え方をとることは可能だと思います。

それも一つの暫定措置ということのあり様でございますので、少しその暫定措置の内容によって、当然通じる論理と通じない論理というのは出てこようかというようには思いません。

会長 その時に分割校を増やさないという原則をどうするかです。

B委員 先ほどF委員も私も、分割校の解消に向けての方向性を、きちっと我々としては共通認識したいという話がありました中で、今⁴の「隣接する学校との選択を可能とする暫定措置」で、しかも、「指定校の変更を容易にする等の対応」というのを前回、例えば中学校あるいは小学校に行く個人の親御さんの校区の、学校の変更というのは厳格な対応をされるというように教育委員会の方がおっしゃられました。

それを容易にするということは、一時凌ぎにこの施策が使われると、我々の思いと違うところの方向へ移ってしまうんじゃないかというような気がしてちょっとならないんですけども、その辺の議論をしっかりとしたほうが、最後の結論でございますので、いいと思うんですがいかがでしょうか。

会長 そういうことだと思います。非常に現実的な施策として書いてあるけれども、これを書くことによって、我々の議論が根底から意味のないものになってしまう可能性があるということですよ。しかし書かないと、動けなくなる可能性もあるということですよ。

「隣接する学校との選択を可能とする暫定措置」はわかるんです。「指定校の変更を容易にする」というのは具体的にどういう形ですか？児童数が増えた学校で指定校の変更を容易にするというのはどういう方法が考えられるんですかね？

企画政策室長 この[4]の一番最初のところに、「なお、通学区域の変更については、現在の通学区域が定着してきていることや」というのがあって、その後「通学時間や距離が長くなる場合において」ということを書いているのですが、実は指定校の変更で一番想定をしておるのは通学距離でございます。

いわゆる、やはり小学校の通学区域の形、中学校の校区の形、さまざまございますけれども、明らかに通学距離が長くなって、児童、あるいは生徒に対して負荷がかかるという場合、現在豊中市においては通学距離を理由とする指定校の変更は原則認めておりませんが、そこについては校区を一定整理することによって、通学距離が長くなってしまうという子どもたちに対しては、これは指定校の変更制度というのがあるわけですから、その中で対応していくということも想定する必要があるのではないかということを書かせていただいております。

会長 しかしそれは現実的にはありえないでしょう。例えば仮に、上野小学校が過密になって一部行ってもらうのに、大池小学校と他の小学校があって、非常に遠いところをわざわざ他の小学校に行けということはないですよ？説得理由として、ここであればある程度の許容できる範囲で他の小学校行けますから校区を変えますというのはあるけれども。

意味わかります？統廃合の場合は出てくるんですよ、これが。実はね。でも今ね、例えば京都市なんかだったら、統廃合の結果のバス通学というのは普通にあるし、池田市なんかも今度考えている統廃合では、当然バス通学の小学生が出現するんですよ。そこまでやらないと実は統廃合できないんだけれどね。そこで融通利かすともうほとんどできなくなっちゃうんでやるんだけれども。

豊中市がそのスタンスをとらないというのであればそれはそれでいいんですけども、現実的に出てこないでしょ、それ。校区再編する場合。そんな論理で再編できないんじゃないんですか？統廃合してガラガラポンする場合だったら別ですよ。

企画政策室長 想定されますのは、基本的に、ある小学校区もしくは中学校の一部を別の学校の通学区域に移す場合です。

ご承知のように、現在の状態においても小学校あるいは中学校が校区の真ん中にあるというような状況ではございませんから、そういう具体的な通学区域の変更措置をとった時に、それが例えば中学校との整合を図るとか、その他一定のコミュニティを尊重するとか、といったことの事情の中で、一定のエリアの子どもについては、従前の学校よりも、相当な範囲で通学距離が長くなるということも想定されないではないかなというように思っております。

「具体的に何を考えとるんや」ということではありませんけれども、具体的にここでこういう場合に、ということではございませんけれども、いろいろ事務局の中で通学区域のシミュレーションというところまではいっておりませんが、いろいろと議論させていただく中で、ここを変えるのであればこのエリアまで、例えば何丁目とか、何町とかいう単位で変えないと、やはりコミュニティに影響が出てくるだろうということも想定されたり、あるいは中学校の線はここまでだからここに合わせていく必要があるだろうという形で小学校区を変えた時に、通学距離の問題だけからいうと、例えば小学校の低学年の子どもにかなり負荷をかけるというようなことが発生する場合があるのではないかな、ということ想定しているのです。

会長 よくわかるんです。その場合はね、原則論と、生じるであろう例外的な事象への対応を

同時並行して書いてしまうと、原則論は弱まるということですよ。

予測できる例外的な事象においても丁寧に対応することを答申に書いてしまえば、原則はどんどん、どんどん弱まってしまう。例外が大きくなってしまおうという印象はあると思います。

D委員 例外的な事象を盛り込んでしまうと、元と変わらないような状況が起こりえると思います。

これは一つの考え方なのですが、例えばこの7ページの結論、前文で、「おおむね以下の順序と方策により対応を進められたい」という、「おおむね」という表現になっております。

例えば一つの案としては、**3**で止めてしまう。**4**は記述しないというのも一つの方法だと思います。**4**があることによって、今のいろんな議論が出てきてしまっているの、要は**1**、**2**、**3**の順序に従って、この中身の方策に従って進められたいという我々の結論を提示してもいいのではないかなという気がします。

確かに、私たちの議論の流れとして**4**の1、2、3、4行目くらいまでの議論が熱く語られたという記憶が、私、あまりないのですが。私たち審議会の委員のメンバーとしては、この4行は、われわれはそれほど強く... もちろん、下2行は、教育の質、云々はありましたが。

H委員 あくまでも委員会はもう分割はやめて、地域の子と一緒に中学校に行くんだよということを根本的にお願いしたいことを、私も個人的な立場からお願いしました。

一応、今、ふり返って自分のところと置き換えていたのですが、やはり、一番のネックは子どもではなく保護者だと思うのですね。「通学路が子どもに対して距離が長いんです。」それは、子どもが言っているのではなしに親が言っているのです。長い距離でも子どもたちはグチャグチャしゃべりながら歩けば、歩けるんですよ。

実際、過去に、中学校でも遠かったら自転車乗っちゃいけないのに乗っているんです。でも、それをおばさんたちは見ないふりをしています。「安全に気をつけてね」とか。そこは何か臨機応変に色々と子どもなりに考えてきていると思います。

また、実際例なのですが、門を閉める、閉めないで、子どもの学校へ行く距離数が大変違うという保護者が現れました。「この門を開けていただいたら学校にはすぐ入れるのに、この門閉まってあっちへ行くから、うちの子はこれだけ行かなきゃいけないんですよ」って言うんです。でも、心配しているのは親であって、子どもたち、朝、見ていますけど、ヘラヘラ歩きながらも、しゃべりながらも、楽しく行っているんですね。

だから実際、親が、子どもが危ないとか、あるいは、お家の方が通学路の心配していることはあるのですが、子どもはほんとと一緒に、友達と一緒に、一緒のところへ行きたいと思うんです。いくら遠くても、やはり同じ小学校行った子どもは同じ中学校へ行って、そして、学んでいていただきたいとは、ここの会の趣旨ではなかったかな、とは思っております。

会長 その流れから言いますと、先ほどのD委員のご提案については、どう思われますか？**4**はなくてもいいという。

H委員 賛成です。

会長 そうですか。ありがとうございます。

B委員 すみません。D委員の意見に賛成でございますけれども、6ページの、先ほど会長、いわゆる「通学区域の望ましい姿を見すえた厳格な対応が望まれる」とここに書いてある

わけですから、**4**があることによって厳格ではなくなるというようなことになりかねない
というような気がしますので、私もD委員に賛成でございます。

H委員 すみません。質問なのですが、今までふり返って、やはり、いじめ的な問題とか、あ
るいは、その子がそこへどうしても行けないんだというような考えで、私の見ている範囲
でいろんな形で教育委員会のご理解の下、学校を変更されている方とかいらっしゃるん
ですね。そういうためのフォローというのは、今回は全く考えないということですよ。そ
れをあえて変えちゃうと、大事故が出てきますよね。それはあくまでも教育委員会にお預
けになるということですよ。

会長 いじめ等によって就学先指定校の変更というのは、もう、ある意味、一般化してます
んで今回の議論ではないと思いますが。

最後のところに「分割校の解消」という言葉を入れて欲しい。そして、**4**はなくてもい
いのではないかというご意見が今のところ趨勢（すうせい）のように思いますが。

どうぞ、別の意見、もっとやっぱり実際的な対応もいるんじゃないかという意見がある
かもしれません。

確かに答申というのは原則を出してあげないと、事務局もそれに委ねるところがありま
せんからね。そういう方向性はあると思います。

D委員 私、どうしてそういうように言ったかと言いますと、次の8ページの「おわりに」と
いう、ここの表現の中に、後ろの「本市の学校教育の質の向上に資する通学区域の具体案
を」ということを書いていますので、この教育の質というのは大事だと思っていますので、
ここに集約されるのかなと。

だから、よく検討してくださいねというわれわれの答申として、先ほどの**4**がなくても、
ここで集約されているのかなという気がしました。

会長 今、8時10分を少し回りました。あと、お1人、お2人くらいのご発言で、なんとか
まとめたいと思います。

教育長 会長、一言だけ。

今、厳しい議論になっているかと思っております。

府内のいくつかの市町村の教育長の集まりの中で、例えば統廃合を含めて学校の編成に
ついていろいろ議論されているところもございますし、そんな中で聞いていましたら、例
えば、入学式で1年の入学生が1人という学校が4つあって、やはり地元の思いが強く、
その4つの学校を潰しては駄目だ。結果、住民投票をしなければいけない。そういったハ
ードルも非常に低くなっています。私が今、聞いている議論の実感の中では、これは豊中
市全体を巻き込んで、今後、豊中市がその思いで進められるのかどうか、皆さんの判断を
仰ぐという結論までいただかないと進められないのかなというように、個人的には感じて
います。

この**4**というのは、おっしゃるとおり事務局の思いが相当入っているのだろうなという
ことは思います。ただ、ある一定、われわれがその後、具体案を出すといった時に、**3**ま
でだけですと、非常に厳しい案を出さざるを得なくなり、それこそ市を巻き込んで、全体
で賛否を問うところまでいかざるを得ないこともあろうかと思っています。

指定校の変更で、上野小と大池小の話が出ていますが、やはりわれわれが一番心配して
おりますのが通学距離というのが、どうしても心配してしまして、そのことを考慮に入れ
なければ進まないだろうし、ある一定の具体案をわれわれが出してから、一度、またこ

の審議会でお諮りいたしますけれども、その後も、当然、住民の方々、市民の方々、保護者の方々に説明会はやっていかざるを得ないだろうなと思っていて、その時にまた厳しいご指摘いただくかもしれません。

その際にも、この〔4〕のすべてではないのですが、ある程度、お話をいただいて、ご提言いただいた中で、例えば小規模校については少し柔軟な対応で、何か子どもたちが集まれる方法はないのかということもおっしゃっていただきましたので、そういったところは残しておいていただきたいというように思っています。すべて厳格にとわれてしまいますと、そのことだけで結局われわれが後、進むことが非常に厳しくなるというように思っています。

そのことの意味を、この〔4〕を外すということでも、それは理解しているよということでおっしゃっていただけるのであれば、〔3〕まででいいと、私は個人的に思ったのですが、いかがでしょうか。

会長 私は個人的に思いがありますが、B委員、D委員の順でご意見をいただければいいと思いますが、〔4〕を残して欲しいという教育長のほうからの、異例な要望でございますが。

C委員 先ほど、私、ちょっと悩ましい問題ということで触れたのですが、私どもも地元でこれまでの例を聞いておりますと、やはり通学路の問題とか学校を分けるときに非常に紛糾するんですよ、これは。もう完全にそれぞれのエゴがぶつかるということで。そうすると、解消の接点がなかなかないということで、そういう意味である程度、きちっと決めてしまわなくても、いろんな判断がしていけることは必要じゃないかなと。そうしないと、結論はなかなか出てこないと思います。理想はそうですけど。

ですから、そういう意味で私は、D委員がおっしゃられていますけど、〔4〕は入れていても、私はいいいんじゃないかなと、私の個人の意見ですけどね。そうしないと、縛りが入って、きちっと入ってしまったら、そらもう、なかなか物事解決の道はいかないと思います。ものすごく紛糾しますよ。第五中の時と一緒です。そういう少数意見を尊重してやると、解決はまったく目途立たないという結果が出てこないとも限らないと思います。過去の例でそういうのがきっちり、豊中の場合は相当、あちこちでありますので。

だから、その時には、やはり、もちろん、住民も含めていろいろ議論戦わすわけですから、どこかで、やはりお互いに譲り合って接点を見つけ出さないといけないということが確実に、私は出てくると思います。

会長 そのことも踏まえてD委員、B委員の提案だったと思うのですが、いかがでしょうか。「あ、そうか。そういうこともあるか。」とは、多分、おっしゃらないのではないのかと思うのですが、D委員、B委員。それを踏まえたご発言だと思うのですが、あらためて聞きますがいかがですか。今のC委員の発言を踏まえて。

D委員 先ほど言いましたように、結論の2行目の「おおむね」というのは、そういう意味も含めております。「おおむねこういう手順、こういう方向性でやってくださいよ。」という意味合いを、ここで、私は込めている、実はつもりなんです。

ただ、やはり、こういう審議会ですから、一定のきちっとした方向性というのを出しておくべきなのかなあ。確かに厳しい部分はあるかも分かりません。

別に、私はなくせと言っても、そこにずっと、絶対だという意味ではないのですが、やられるのだったら、そういう不退転の勇気というか、そういう思いをもって。

現場は、私、知らないですから、勝手に言っているのかもしれませんが、理想的

にはそういうほうがいいのかという思いからです。

会長 よく分かりました。B委員はいかがですか。

B委員 先ほど私も教育委員会の決意はあるのかというような話をしました。本当にやる気があるならば、**1**、**2**、**3**で大丈夫だと。**4**の中身に、おそらく教育委員会は楽なほうに逃げるだろうという思いです。

書き方については、お任せしますけれども、そうだったら、例えば分割校の問題を何のためにわれわれは議論してきたのかということもあります。分割校に苦しんでいる、例えばPTAにしても、子ども会にしても、いろんな校区でバラバラにされて、「うちの校区からは、もう役員出されへん。」というように難儀している地域もあるわけですよ。100世帯余りの地域で。そんな中で分割校を、子どものためを思うなら分割校をなくす方向にこうと。それが、例えば教育振興計画の中にも謳ってあるわけですから、小中一貫教育をするためにも分割校をなくす方向でこうということの謳い文句であるわけですから、それを決意として示してもらえるような中身であれば、書き方については厭（いと）いません。

教育長の決意をもう一度、ここで聞きたいんですけどね。ほんとにやる気があるのだったら、**1**、**2**、**3**で大丈夫ですよ。**4**があるから、そこに逃げちゃうわけですよ。私、豊中の教育委員会はすごい立派だと思いますよ。優秀な方そろえていらっしゃるからね。だから、なんとかね、なんとかやってみようというくらいの決意をちょっと、私は見せて欲しい。

今まで、豊中の分割校で分割された子どもたちが同じ中学校に行けなかって、またそこでいじめられたとか何とか、今、話ありますけど。でも、本当に子どもを思う教育をするならば、分割校をなくす方向が正論であるというようには、私は意識しているんですけどね。どう思われますか。それが正論だと思うならば、正論のほうに走っていただきたい。

だから、最初、F委員も言われたとおりに「分割校の解消に向けて」というように、私、今日、言ったのですが、前回はその話はしなかったですよ。分割校をできるだけやめるようなという話をしたんですけども、今回は、厳しく解消に向けて調整してくださいと。通学区域を調整してくださいというような話をさせていただきました。

4については、お任せします。教育委員会の決意があるならば、書き方は自由に書いていただいて結構でございますけれども、お任せしますけれども、もう一度ここで教育長に決意を述べていただきたいなという思いはあります。

会長 決意はおありなんだろうと思いますので、ないとは絶対おっしゃらないだろうと思います。実際的に難しいんだろうということをおっしゃったと思いますが、われわれはそれは... 聞いてもいいですけど、答えられますか？今のご質問に対して。

教育長 力を込めて言われてしまいましたので...

当然、私も**1**、**2**、**3**について異論はございません。こういうお話をずっと進めていただきまして、**1**、**2**、**3**の結論はいただいたわけですから、当然その方向性で進めさせていただきたいと思っていますし、特にB委員からは途中で「分割校をやっぱり認めない方向でこうやないか」ということで力強く何度か意見いただいています、そのことは重々に承知しておりますし、議論の中で揺れることが私もありましたので、分割校をやめようということは重々に肝に銘じたつもりですので、そのことを理解しながら「**4**を残してよ」ということを言いました。

方向性はそのとおりだと思っていますし、困難があろうともその方向性で進んでいきたいと思っています。

会長 ありがとうございます。ちょっと私は、事実的な問題を気になっています。この[4]を、事務局にお尋ねしますが、「通学区域の変更については、現在の通学区域が定着している」と。「通学時間や距離が長くなる場合において、一定の困難が予測される」からこういうことをすべきだという議論を、いつの審議会のどのような発言でありましたか。僕が失念しているだけですか。議論されて、発言してあるのであれば書いてもらっていいと思います。私が失念しているだけです。確認してください。

企画政策室長 [4]のところ、冒頭「なお、」から「一定の困難が予測される。」という部分については、これは事務局で書いた文章でございます。その後の、隣接校との、いわゆる調整区域であるとか指定校変更の問題とか、他の学校から来られるようにするといった話をここで出すために、こういう言葉を事務局が見つけないでしまっているという状況でございます。

会長 だから議論していないことを結論に書くのはどうかというのが残ると思いますね。それが小規模校において、いわゆる相互乗り入れて工夫するという議論しました。でも、あれは通学区域とまったく関係ないです。指導上の工夫っていくらでもできます。いくつかの学校が週に1回集まって一緒に勉強するとかね、やっているのは通学区域、全然関係なくやれますのでね。それは通学区域とは、私は違うと思うんです。指導方法上の工夫でやれますね。

私が気になるのは、ほんとにつながれて、ある種、作文になっているのであれば、これは私たち責任を持たないといけませんので、こういう議論したということに対して責任もてるかということ私には気になります。委員の皆さまが「いいよ」と。直接は議論しなかったけど、そういうことも言ったんだと。書いてもらってもいいよということでしたらいいんですが、先ほどの校長先生のヒアリングでも、あのような内容だったから、あのように書いたんですよ。私、もっと書きたいけど、それ以上の議論はなかったから、あの時は。だからあのままで書いていますよね。これも、われわれが議論できなかった、しなかったことを書くことを、私たち責任が持てるかどうかですよ。その合意ができれば、最後、任せたらいいと思いますよ、これ。

C委員 これを、どうしてもカットしたほうがいいという意見と、私はこれ、多少、文言はあれかも分かりませんが、いいんじゃないかという意見と分かれておりますので、もう一度、意見を聞いて集約なさったらどうですか。

会長 時間も限られたこともありますのでね。もう、そういうことになるとは思いますが、大事なところですので、このところが。

ただ、もう一つ私が思うのは、審議会の答申というのは、基本的には原則を出すんだと思うんですね。事務処理の具体の中身までは、多分、書かないんだと思います、私の経験では。理念を示すんだと思うんですよ。その理念の下で推進してもらって、実務的な工夫というのは出てくると思いますが。そんなことを気になっているんですけどね。原則をきちっと出すのが答申だろうと思っているんですが。

それが出されると縛りになって、何もできないということのかもしれませんが。

F委員 [4]の最初の2行のような趣旨のことを私が言ったことがあるんです。保護者の方は同じ校区の中で、通学班が変わって、集合場所が学校からちょっと遠くなるだけでも強く不満を持たれて、近くの班に入れないと登校させないという方も少なからずいらっしゃいます。

すので、校区そのものが変わることについては、その時に通学時間や距離が長くなると、なかなか説得するのが難しいじゃないですかというようなことを、過去に私が言ったことがあるんです。

ただ、そのことが4の後半とつながることについて、反対に教育長がおっしゃるお気持ちもすごくよく分かりますが、あまりにもその方法が具体的に書いてありますので、「これをしていいですよ」と私たちが勧めているような印象になりますよね。だから、本当に難しいことはすごくよく分かりますし、市として諮るような大きなことだということも分かりますので、何らかの、教育長がおっしゃるお気持ちがくめるようにはしたいと思うのですが、最後の下の4行が、私も少し違和感を感じる中身です。

会長 そうですね、その違和感の一つが、ここだけが具体的に書かれていて、トーンが違ってくるんですね。実務的なトーンになってきて、それが違和感だろうと思います。

事務局、すみません、予備の会というは設定、もう1回できるのでしたでしょうか。

委員の皆さんにお諮りします。今日、最終的に、この4の扱いについて、文言の修正も含めて、事務局、そして、そのできたものを会長、副会長が見て、それで任せるという案と、やはり4はカットすべきだという案で決を採ってよろしいか。それとも、もう1回審議会を開いて話し合いますか。どちらにしましょうか。今日、決を採りますか。今日、もう、決を採ったほうがいいと思う方、もう1回、やはり慎重にやるべきだという方、どちらが多いでしょうか。

E委員 今ので、大体、方向性が出たから、会長一任でいいんじゃないですか。

会長 まずは、4をどうするかについて議論をして、その後、4を残す形で文面ができてきたら、私と副会長が見て、最終的な答申文にするということですか。

E委員 ほぼ、皆さんの意向と事務局の意向も理解できましたので、具体的なすっきりした形にしてもらって...

会長 一つの意向として、今日は10数人集まっておられますが、少しご意見ありますが、4をカットする。文面の変更はあるが残す。これについての意向だけちょっと聞かせていただだけませんか。委員の皆さま。その意向は大事だと思うんですね。

H委員 会長がおっしゃったように、少ないところがあつたら多いところに行つて交流を図つたらいいんだよというのはすごく賛成しているんですね。ただ、その道中はどのように子どもたちを運搬する方がおるのかとか、マイクロバスが出るのかなとか、そういう問題はあるんですが、でも、そうだったら別に子どもたちがバラバラにならなくても、少ないところでも、大きい子と交流ができるからすごくいいなと思っているんです。

どうしても、教育長が4を残せとおっしゃるなら、会長がおっしゃっていたような文言を中に入れられたいいんじゃないかと思うのですが。少ないところもそういうカバーってうか、仕方があるんだよって。そういうのは載せたらいけないものでしょうか。

B委員 ちょっと具体的過ぎますね。

H委員 具体的過ぎますか、失礼。

会長 私はその発言をしましたが、それは通学区域の問題と直接関わらないとも申しましたので、現行の通学区域のままでもやれると思います。

まず、私の今の決の進め方は...

A委員 私、会長がおっしゃるように答申というのは原則的なものを出すというのが本来の姿だと思うんです。そうすると、「おおむね」という言葉が入っているので、例えば「原則

として」というのと同じこと入れて、わざわざ入れておられるので、**4**入れなくてもいいんじゃないかと思うんですね。

でも、実際に物事を進めるときには、こういうことをやらないと進まないというのも分かるんです。でもそれは、教育委員会の責任においておやりになったらいいんじゃないかと思います。

会長 そうですね、さっきのH委員については、**2**のところちょっと書いてあるかもしれませぬ。今、気が付いたのですが。

4をカットすべきだというご意見だとお聞きいたしました。

D委員 私、会長に一任いたします。ただ、やはりあまり具体的にトーンが変わるというようにおっしゃいましたよね。あまり具体的な表現は避けていただきたいというように思います。

会長 今のご意見の趣旨は分かります。では、C委員。

C委員 Dさんと同じ意見です。この**4**をとっちゃえという話もあるんですが、この文言を、会長、副会長さんでもう一度よくご相談していただいて、会長さんはそういうご意見をしっかりお持ちになっておられますので、その辺をお任せいたしたいというように思います。

J委員 私は本来**3**までで、**4**はなしという思いは強いんですが、**4**はお任せします。

ただ、**4**があることによって、**1**、**2**、**3**がほんとに薄れることのないように、それだけはお願いしたいなというように思っております。

会長 B委員、いかがですか。E委員もいかがですか。他の、まだご発言のない委員の方も... はい、どうぞ。

G委員 私も**3**まででいいのではないかというように思っております。**4**の一部分が取り入れたいということとはとても気持ちとしては分かるのですが、会長さんにお任せ、一任したいと思うのですが、「指定校の変更を容易にする」というような言葉だけは、絶対入れないで欲しいなというように思いました。

E委員 私もJ委員とほぼ同じ考えであります。それで、あえて**4**を、例えば削って「おわりに」のところには何か一言二言で表現できるような言葉があれば、それに加えるというのも可能、考えられるんじゃないかなと思っております。それで会長に一任します。

K委員 私もJ委員さんに賛同いたしますけれど、今、初めて教育長の発言を聞いて、もっと早くにきちんと教育長の理念みたいなものをお聞かせいただけたらよかったのに、それがとっても残念に思います。それによって議論がもっと違った形で進んだんではないかなと思いつつ、とつても、最後にお気持ち聞かせていただいたことはとても嬉しかったし、ありがたいんですけど、時としてはきちんとした理念をお口に出してもよかったんじゃないかなと思っております。

会長 なかなか難しいですね、審議会というのはやっぱり、ある種独立性がないと... ご発言の趣旨はよく分かります。

L委員 私も会長一任に賛成でございます。この**4**を、この具体的なことをずっと書き足したら、これに載ってないこともあり得ると思いますし、だから原則としては、やはりトーンが変わりますし、**3**まででおくべきだと思います。

会長 ありがとうございます。大体、今日の、あるいは、この審議会の委員の皆さまのご意見は了解できたと思います。あとはそれぞれ、私、それから副会長にも見ていただいて、**4**をカットするというのも考えられます。それから文面を修正することも考えられます。

ひょっとして、最後のまとめのところに1、2行付け加えて、現実的な対応を可能にする余地を残すということもあるかもしれません。そういったことも含めて、私と副会長にお任せいただいでよろしいでしょうか。

《「はい」との声あり》

会長 では、そういう形にさせていただきたいと思います。

どういう手続きしましょうか？その手続論として。

企画政策室長 今日の審議の内容を踏まえまして、先にすでにここはこう変えるという形で議論をまとめていただいていた分もございますので、それも含めて答申の案を修正しまして、会長及び副会長に内容のご検討をいただくと。会長のほうで検討いただいた内容が「これでよし」ということをございましたら、答申書のところに会長のお名前を署名いただくと。その内容については、速やかに各委員さんに、こういう形で会長の了解をもらいましたということで事務局のほうから速やかに送付をしてまいりたいというように考えております。なお、答申でございますので、これは会長から教育委員会のほう、教育長ということになろうかと思いますが、答申書をお渡しいただくという形になると思いますが、それも含めて会長と細かい手順はご相談をさせていただきたいと思います。会長、副会長と最終の文案をやり取りさせていただいた上で、速やかに各委員さんに結果をお知らせするという形にしたいと思います。

加えまして、大変遅くなっておる状態で申し訳ないですが、1点だけ確認をさせていただきたいのですが、7ページのところの「今後の方向性について」で、本日の審議でまったく触れられなかった部分なのですが、**2**と**3**の間に、「なお、**1**、**2**の対応に加えて、「すべての小・中学校を国の示す適正規模となるよう努められたい」とする委員の意見があった。」と。前回こういう議論があったので、ただそれは、申し訳ないのですが、こういう意見があったという表記にとどめてここに書かせていただいております。これは、今日の議論では、適正規模そのものが最初の議論からちょっと違うのではないかという議論で進みましたので、ここの議論は一切出てきておりませんが、これはこのまま残すということでもよろしいでしょうか。ちょっと触れられなかったので確認だけさせていただきたいと思います。

会長 前回、このご意見ございましたね。書くべきではないかということがありましたが、もちろん書いているのを分かって、皆さん、お読みになって特に意見がなかったんだと思いますが。

B委員 なくてもいいじゃないかという意見はありませんかということですか。

会長 そういう趣旨です。

企画政策室長 本日、ここの部分には議論が触れられなかったのですが、もちろん、了解ということには思いますが、念のため、確認を申し上げたところでございます。

B委員 先ほど、当初のお話の中で適正規模とは何かと、なんやという話がありましたけれども、その大規模校であろうが、例えば施設、あるいは教職員、教員がそろっておれば何ら問題はないと。何が適正規模かということの議論が曖昧なまま終わっていますので、私はあっさりここの2行の文章はなくてもいいんじゃないかという意見を今、もっているのですが、皆さんに諮っていただけませんかでしょうか。

会長 その流れできたんです。K委員のご発言だと思いますが、せっかく議論したのでこれをやらないと意味がないんじゃないかというご趣旨でしたよね。

K委員、違いますでしょうか。これにある趣旨は。

いかがでしょうか、なくてもいいというような意見が出ましたが、他の委員の方はどうでしょうか。あるいは、K委員、再度いかがですか。あの時には、「そうだな」ということだったと思うのですが、事務局がそれで書いてくれたと思うのですが。

K委員 こだわりませんので、全体をとおしてそういうような趣旨が入っていれば、別にこだわりません。

会長 他の委員の方、どうでしょうか。

適正規模とか標準規模という言葉自体が、誰も実は説明できていない言葉なんですよ。それはそうなんです。

E委員 なくていいんじゃないですか。

会長 そうですか。それは、あと一任していただけますか。

《「はい」との声あり》

会長 はい、分かりました。

では、この後、事務局、それから教育長とお話があります。よろしくお願いします。

～ 次第2 その他 ～

企画政策室長 それでは、その他の案件ということでございます。お時間もございませんので内容の説明はいたしません。今日、皆さんのお手元に教育行政方針というものをお配りしております。昨年3月、教育振興計画を策定して、初めての年度ごとの教育委員会の教育方針でございますので、また、後ほど、ご覧をいただければありがたいというように思っております。

そして、最後になりますけれども、教育長のほうから一言、お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

教育長 委員の皆様方におかれましては、昨年3月に「市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について」のご諮問を申し上げましたところ、7回にわたりまして、慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日のご審議を受けまして、少し手続きが重なることにはなりますが、後日、会長様からご答申いただきました後、教育委員会といたしましては精力的に答申を踏まえた具体的な案づくりを進めまして、あらためまして本審議会にお諮りさせていただきたいと存じます。

なお、委員の皆様方におかれましては、本年5月31日をもちまして、任期が満了となりますが、今後とも、ご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、本日まで、ご熱心に審議を重ねていただきましたことに感謝を申し上げます、お礼の言葉とさせていただきます。

会長 では、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。